

「沖縄県樋川立体駐車場」 指定管理者募集要項

沖縄県は、沖縄県樋川立体駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営業務について、効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和 2 年沖縄県条例第 25 号。以下「条例」という。）第 3 条に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）の募集を行う。

1 募集の目的

現行指定管理者の指定期間が令和 7 年度で満了することに伴い、次期指定期間の管理運営を行う指定管理者を募集する。

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間

3 施設の概要

(1) 施設の名称

沖縄県樋川立体駐車場

(2) 施設の所在地

沖縄県那覇市樋川 2 丁目 10-10

(3) 設置目的

当該施設は、道路の路面外に設置される自動車用の駐車のための施設を提供することにより、道路交通の円滑化を図ることを目的に設置する。

(4) 施設概要

形式	連続傾床型自走式
建物構造	鉄骨造（耐火建築物・大臣認定品）
階数	地上 4 階建て（4 層 5 段）
床面積	6,152 m ²
駐車台数	普通乗用車 311 台（うち車椅子用 5 台） 1 F 58 台（うち車椅子用 1 台） 2 F 64 台（うち車椅子用 1 台） 3 F 64 台（うち車椅子用 1 台） 4 F 64 台（うち車椅子用 1 台） R F 61 台（うち車椅子用 1 台）
附属建物	管理室、エレベーター 1 基

(5) 供用時間及び入出場時間

供用時間 : 午前 0 時から午後 12 時まで (年中無休 24 時間運営)

入出場時間 : 同上

4 管理運営の基本的な考え方

- (1) 指定管理者は、施設に求められる公共性を十分理解し、施設利用の平等性、公平性、守秘義務の確保等に努めること。
- (2) 指定管理者は、駐車場の設置目的を踏まえ、施設の現状を正確に把握しつつ、適正なサービスを行い、効果的・効率的な施設管理に努めること。
- (3) 指定管理者は、事故等を未然に防ぎ、災害や緊急時の連絡体制及び救助等の適切な配置体制をとること。

5 指定管理者の業務

指定管理者は、条例第 4 条により次の業務を行うものとする。業務の詳細については、別紙「沖縄県樋川立体駐車場指定管理者業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)のとおりとする。

- (1) 利用料金の収受等に関する業務 (第 1 号関係)
- (2) 駐車場の施設の維持及び修繕に関する業務 (第 2 号関係)
- (3) 駐車場の施設利用等に関する業務 (第 3 号関係)
- (4) その他知事が必要と認める業務 (第 4 号関係)

6 自主事業

指定管理者は、自己の責任と費用により、駐車場の利用促進・活性化に資する事業 (以下「自主事業」という。)を行うことができる。

- (1) 自主事業から得られる収入は、指定管理者の収入とする。
- (2) 自主事業の実施に当たっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得ること。
- (3) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と指定管理者との間で締結する協定 (以下「協定」という。)を締結する際に改めて協議するものとする。なお、提案した自主事業が認められることが応募の条件である場合は、必ずその旨を事業計画書に明記すること。
- (4) 自主事業の提案に当たっては、下記の点に留意すること。
 - ① 駐車場の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。
 - ② 指定管理者の管理運営業務に支障を与えるものではないこと。
 - ③ 公共性の確保が図られていること。
 - ④ 自主事業の実施に当たり県有施設を使用する場合には、他の一般利用者と同様に施設の使用手続を行うとともに、使用料又は利用料金の支払が必要となること。

7 管理運営の基準

指定管理者は、次の事項及び業務仕様書に従い、駐車場の管理業務を実施すること。

(1) 関係法令等の遵守

- ① 地方自治法、同施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び同施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）
- ② 条例、同施行規則（平成 10 年沖縄県規則第 40 号。以下「規則」という。）及び管理規程
- ③ 施設設備の維持管理に関する法令
 - ▶ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（建築設備の定期点検等）
 - ▶ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（消防計画の提出、消防設備点検等）
- ④ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）のほか労働関係法令
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年沖縄県条例第 54 号）
- ⑥ その他駐車場を管理するための業務に関連する全ての関係法令等

(2) 沖縄県行政手続条例の適用

指定管理者は、沖縄県行政手続条例（平成 7 年沖縄県条例第 28 号）第 2 条第 1 項第 3 号の「行政庁」に該当するため、処分等の手続は同条例の規定に基づき行うこと。

(3) 沖縄県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、当該施設の利用が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になるおそれがあると認められる場合は、沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置（利用の不承認又は利用の承認の取消し）を講じること。

(4) 業務執行体制

① 文書取扱規程の整備

指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等の管理について、文書管理規程（昭和 49 年沖縄県訓令第 37 号）、同運用通知に準じ、規程等を定めること。

② 情報公開規程の整備

指定管理者は、業務実施に当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めること。

③ 手続規程等の整備

指定管理者は、使用許可の取消しなど行政処分の実施に係る手続規程等を定め、適正な執行体制を確保するものとする。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとする。

④ 個人情報保護の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとする。

る。指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同法第 67 条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。個人情報の漏えい等の行為には、同法第 176 条及び第 180 条に基づく罰則規定がある。

⑤ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とする。

⑥ 区分経理・会計体制の確立

指定管理者は、会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な現預金等の管理を行うこと。また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を定め、事故防止体制を整えるものとする。

⑦ 業務委託の制限

指定管理業務の全部又は次に掲げる業務を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

＜第三者に委託できない業務＞

- ▶ 関係機関、関係団体等との調整業務
- ▶ 災害又は緊急時の対応業務
- ▶ 利用料金収受等の業務
- ▶ 回数駐車券及び定期駐車券発行申込書の受理業務
- ▶ 駐車券（定期駐車券）紛失届及び利用料金還付申請書の受理業務

上記以外の業務を第三者に委託する場合には、その内容について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

＜委託できる業務の例示＞

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| ▶ 駐車場設備保守点検業務 | ▶ 昇降機保守点検業務 |
| ▶ 駐車場管制設備保守点検業務 | ▶ 消防設備保守点検業務 |
| ▶ 建築設備点検業務 | ▶ 建築物点検業務 |
| ▶ 清掃業務 | ▶ 植栽維持管理業務 など |

⑧ 他施設の指定管理協定の締結の有無

他施設も含めた企業・団体全体の体制図を提出すること。他施設の指定管理において管理職員が兼務となっている場合、適切に管理運営ができるか審査を行う。

(5) 業務に必要な物品の調達

指定管理業務の実施に必要な県所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与する。なお、「施設設備一覧表」及び「貸付物品一覧表」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意するものとする。

指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使

用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つこと。

指定期間中に、上記貸与物品の劣化による更新等で新たな物品が必要となった場合は、県が直接調達又は県が指定管理者に指示して調達させることとし、当該物品の所有権は県に帰属するものとする。

また、施設の集客力向上、サービス向上等のために指定管理者が購入する物品について、当該物品は指定管理者に帰属するものとする。なお、これらの物品の購入を実施する場合は、事前に県と協議を行うこと。

(6) 賠償責任保険への加入

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、必要な賠償責任保険に加入すること。

(7) 指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者である県の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記すること。

8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等

(1) 施設使用料の取扱い

① 利用料金制の採用

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用する。施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。

② 利用料金の額

ア 条例第9条第3項の規定に基づき、条例別表第2項に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て決定する。

イ 駐車場利用者に対する利便性の向上を図る業務に付随する収入及び自主事業による収入等は、指定管理者の収入となる。なお、当該事業等が駐車場の設置目的と異なる場合は、知事の許可を受けなければならない。

ウ 利用料金等の収入は、駐車場を利用する日の属する年度の収入とする。

エ 現在の指定管理者が指定管理終了（指定の取消しを含む。以下同じ。）前に収受した指定期間終了後に利用される定期駐車券の利用料金等（回数駐車券を除く。）については、新たな指定管理者又は県の収入とする。

また、現在の指定管理者が指定管理終了後において、指定期間終了前に利用された「駐車場の利用に関する契約」に基づく利用料金等については、従前の指定管理者又は県の収入とする。

オ 指定管理者は、利用料金等の収入について、料金精算機データ等をもとに精算事務を行う。また、収入日報及び収入月報を県に報告しなければならない。

(2) 施設管理に要する経費等

① 指定管理者は、利用料金等の収入をもって管理運営経費を賄うものとする。

- ② 管理運営経費の3年間の総額は63,771,000円（税込み）を上限とする。

収支計画書を作成する際、各年度の管理運営経費は、管理運営経費3年間の総額から導かれる単年度の平均額21,257,000千円（63,771,000円÷3）の上下7%の範囲内とすること。

なお、実際の管理運営経費が収支計画書に記載した額を上回った場合でも、県からの赤字補填は行わない。

- ③ 利用料金の減免を行った場合でも、県からの補填は行わない。

(3) 固定納付金及び剰余納付金

① 固定納付金

指定管理者は、各年度の収支状況にかかわらず、次のとおり固定納付金を県へ納付するものとする。

令和8年度 22,762,000円（税込み）

令和9年度 22,529,000円（税込み）

令和10年度 22,284,000円（税込み）

② 剰余納付金

各年度の利用料金等の収入（未収入金を含む。）が次に掲げる額を上回った場合は、上回った額の50%に相当する金額（100,000円未満の端数は切捨て）を県に納付するものとする。

令和8年度 43,782,000円（税込み）

令和9年度 43,782,000円（税込み）

令和10年度 43,782,000円（税込み）

③ 固定納付金及び剰余納付金の支払方法

指定管理者は、固定納付金を月割りした額を毎月月末までに納付するものとし、剰余納付金は翌年6月末までに県に納付するものとする。

④ 固定納付金及び剰余納付金の収入基準額の変更

固定納付金及び剰余納付金の収入基準額については、特段の事情がない限り変更しないこととする。

(4) 会計の区分

駐車場の管理に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他業務の会計と区分すること。

9 応募資格要件

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ① 法人、その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- ② 国税及び地方税の滞納がないこと。

- ③ 指定期間中に、解散・廃止のおそれがないこと。

- ④ 県内に主たる事務所又は事業所を有すること（共同企業体の場合、代表となる団体は県内に主たる事務所又は事業所を有し、他の構成員は県内に事務所又は事業所を有すること。）。

※ 主たる事務所又は事業所とは、税等の法令上の用語で、いわゆる本店に当たるものとし、事務所又は事業所とはいわゆる支店に当たるものとする。

⑤ 施設管理の総括責任者を配置できるもの。

⑥ 駐車場の管理運営と同等（ビル建築物一体型有料駐車場等の管理運営）の業務経験を有する者。

※ 過去1件分の業務経験を証明できるもの（受注契約書等）を申請書類に添付すること。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する法人等は、応募することができない。仮に、申請が受け付けられた場合でも、申請は無効となる。

① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等

② 会社更生法、民事再生法等による手続をしている法人等

③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

④ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等

⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等

⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等

⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人等

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、指定管理者の選定審査の対象から除外する。

① 提出された書類に虚偽の記載があった場合

② 沖縄県自動車駐車場管理条例第7条に規定する沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会（以下「委員会」という。）の委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触をした場合

③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

④ その他不正な行為があった場合

(4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体で応募する際には、次に掲げる事項に注意すること。

① 代表者又は代表となる団体（出資額の割合が最大のものをいう。）を決定すること。

② 指定管理者の選定後、県と指定管理者との間で締結する協定は、代表者又は代表となる団

体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。

- ③ 各構成員は、上記(1)の応募資格①から④までを満たし、応募資格⑤は構成員のいずれかが満たすこと、かつ、(2)の欠格条項及び(3)の失格事項に該当しないこと。なお、応募資格⑥については、代表者又は代表となる団体が満たすこと。
- ④ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできない。

10 指定管理者選定の手続

指定管理者の選定は、次のスケジュールのとおり実施する予定である。

日程	内容	備考
令和7年 8月25日（月）	募集要項等の公表	
令和7年 8月28日（木）	募集に関する質問受付開始	
令和7年 9月4日（木）	指定管理者募集に係る現地説明会	
令和7年 9月12日（金）	募集に関する質問受付期限	
令和7年 9月26日（金）	質問の回答期限	
令和7年10月23日（木）	指定管理者指定申請書類（事業計画書等）の提出期限	
令和7年10月下旬から 同年11月上旬	プレゼンテーション 委員会による審査	
令和7年11月下旬	指定管理候補者の選定結果の公表	
令和7年11月及び 同年12月	県議会への指定管理者指定議案の上程 及び議決	11月定例会予定
令和8年1月中旬	指定管理者の指定	
令和8年3月中旬	指定管理者との協定締結	
令和8年4月1日（水）	業務開始	

11 募集要項の配付・現地説明会等について

(1) 募集要項等の配付

① 配付期間

令和7年8月25日（月）から同年10月23日（木）まで

② 配付場所

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（沖縄県庁11階）

沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025065/1032422/index.html>

③ 配付書類

- ▶ 沖縄県樋川立体駐車場指定管理者募集要項
- ▶ 沖縄県樋川立体駐車場指定管理者業務仕様書
- ▶ 沖縄県樋川立体駐車場指定管理者申請関係書類

- ▶ 位置図・概略図・平面図・立面図・断面図
 - ▶ 施設設備・貸与物品一覧表
 - ▶ 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例、施行規則及び管理規程
 - ▶ 指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル
- ※ 窓口での配付は、土曜・日曜・祝祭日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(2) 現地説明会の開催

募集要項の説明、募集要項に関する質疑応答、現地見学を行うため、次のとおり現地説明会を開催する。

① 開催日時及び集合場所

【募集要項説明】 令和7年9月4日（木）午前10時30分から午前11時30分まで
 沖縄県庁 11階第4会議室

【現地説明会】 同日午後1時30分から午後2時30分まで
 沖縄県樋川立体駐車場（沖縄県那覇市樋川2丁目10-10）

② 参加申込方法

参加希望者は、令和7年9月2日（火）午前中までに「現地説明会参加申込書」をFAX又はメールで提出すること。参加人数は、各団体2名までとする（ただし、共同企業体も1団体とみなす。）。

③ 申込先

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

（指定管理者公募担当：市街地整備班 崎山）

FAX：098-866-5938

E-mail：aa065005@pref.okinawa.lg.jp

12 申請の手続

(1) 申請書類の提出

指定管理者指定申請書等は、受付期間内に持参すること。また、持参する際は、事前に電話連絡をすること。

申請書の受付期間	令和7年8月25日（月）から同年10月23日（木）まで （ただし、土曜・日曜・祝祭日は除く。）
受付期間	午前9時から午後5時まで
受付場所	沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（沖縄県庁11階）

(2) 提出書類

書類名	様式番号
1 指定管理者指定申請書 （資格審査関連）	第1号様式
○ 誓約書	第2号様式
○ 団体概要書	第3号様式

○ 共同企業体構成員表（複数の法人等で申請する場合に提出） ○ 共同企業体協定書 （適性審査関連） ○ 事業計画書 ○ 収支計画書	第 4 号様式 第 5 号様式 第 6-I 号様式① ～第 6-IV 号様式② 第 7 号様式
2 添付書類 ア 法人である団体にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（3 ヶ月以内のもの） イ 法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。） ウ 過去 3 ヶ年における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録） エ 役員の氏名、住所、履歴及び生年月日を記載した書類 オ 団体の組織図や業務執行体制が分かる書類 ※ 複数施設の指定管理者である場合又は複数施設の指定管理候補者として申請書を提出している場合は、管理する施設（予定を含む。）全てを含む団体の組織図や業務執行体制が分かる書類 カ 法人である団体にあつては、過去 3 ヶ年における国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目） キ 法人でない団体にあつては、過去 3 ヶ年における代表者の国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目） ク 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 ※ 共同企業体で申請する場合は、全ての構成団体が上記 2 の添付書類を全て提出すること。	第 8 号様式

(3) 提出書類の様式、提出部数等

① 用紙の大きさは、原則として日本産業規格 A 4 に統一すること。

提出書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。

② 提出書類は、下欄にページ数を記載すること。

- ③ 提出部数は、A4フラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本10部（正本の複写可）とする。

(4) 提出書類の著作権、情報公開

- ① 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、沖縄県は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部及び一部を使用できるものとする。
- ② 提出された書類は、返却しない。
- ③ 提出された書類は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき取り扱う。

(5) 申請に当たっての留意事項

- ① 申請に当たっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行うこと。
- ② 県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- ③ 申請に要する経費は、全て申請者の負担とする。
- ④ 提出書類の差替え、書類追加は原則として認めない。
- ⑤ 取下げ後の再提出は、原則として認めない。
- ⑥ 必要に応じ追加資料の提出、書類の内容についての説明を求めることがある。
- ⑦ 申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外する。
- ⑧ 申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとする。

13 選定及び審査基準

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定は、次のとおり行う。

① 応募資格審査及び基礎審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課において、申請者の応募資格要件及び事業計画書類の適否審査を行う。資格を満たさない場合又は確認できない場合若しくは募集要項、仕様書等で要求される基準を1つでも満たしていない場合は、その時点で失格とする。

② 委員会による審査

委員会が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション（令和7年10月下旬から同年11月上旬頃に、応募状況に応じて予定）について審査を行い、最も点数の高い者を指定管理候補者として選定する。

ただし、最も点数の高い者が複数ある場合は、委員会において指定管理候補者を1者選定するものとする。

また、次の要件に1つでも該当した場合は、失格とする。

ア 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合

イ 施設の管理運営能力がないと判断された場合

ウ 現状の管理水準を維持できないと判断された場合

エ 適正な人員配置が困難と判断された場合

※ 委員会で指定管理候補者として選定された団体は、沖縄県議会の承認を経て知事が指定管理者として指定する。

(2) 審査基準

次の項目全てを評価する総合評価方式により審査する。

審査の基準（条例の規定）	審査項目	配点
I 事業計画書等の内容が県民の公平な利用を確保できるものであること。 (条例第6条第1号)	① 管理運営を希望する理由、運営方針及び県民の公平な駐車場利用の確保 ② 駐車場の設置目的と事業内容の適合性 ③ 利用者意見の把握と反映及び業務改善の取組内容	15
II 事業計画書等の内容が、駐車場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。 (条例第6条第2号)	① 利用者のサービス向上、駐車場利用促進のための取組内容及び広報の取組 ② 収支計画の内容 ③ 利用料金の収支等に関する業務の内容 ④ 管理運営費の節減 ⑤ 修繕業務等の内容 ⑥ 安全管理、防犯・防災の取組内容、利用者の安全確保について	45
III 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。 (条例第6条第3号)	① 申請者の安定性、健全性（資金調達、保険対応等） ② 管理運営の組織（業務体制、諸規定、労働関連法令等の遵守状況、雇用・労働条件への適切な配慮の取組等） ※雇用・労働条件への適切な配慮の取組例 ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定等）・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定等）・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定等）・沖縄県人材育成企業認証制度沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度 ③ 業務の履行方法 ④ 職員の育成、接遇 ⑤ 個人情報保護に対する取組内容 ⑥ 環境への配慮等	30

IV 上記のほか、駐車場の管理運営について十分な能力を有するものであること。 (条例第6条第4号)	① 申請者の実績（同種施設の管理運営実績） ② その他特記すべき事項	10
合計		100

(3) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に通知するとともに、県ホームページで公表する。

14 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定後、知事は速やかに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を指定管理者と締結する。また、年度ごと（4月1日～翌年3月31日）に締結する「年度協定」を別途締結する。

(2) 協定の締結ができない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、知事はその指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格要件を満たさなくなったとき。
- ⑤ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

15 指定管理者の留意事項

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」、「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」（ホームページ参考資料に掲載）等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告すること。

(2) 指定管理業務及び自主事業に係る事業報告書等の提出

指定管理者は、次のとおり指定管理業務月報、事業計画書及び収支予算書、事業報告書等を県に提出するものとする。

- ① 業務月報 毎月 10 日
- ② 上半期報告書（4月1日から9月30日までの事業実績） 毎年 10 月 10 日
- ③ 年間事業計画書及び収支予算書（翌年度計画） 毎年 2 月末

- ④ 事業報告書（４月１日から翌年３月３１日までの事業実績） 翌年４月末
- ⑤ その他県が必要と認める書類

(3) 指定管理業務等の評価

県は、指定管理業務に関して、基本協定書及び年度協定書(以下「協定書」という。)等に従って適切に管理運営が行われているか、またその事務が法令に適合しているかについて、適時、関係書類の閲覧又は提出等を求め、若しくは調査することにより、指定管理業務に関する評価を行う。このとき、指定管理者は、速やかに報告書等を提出し、又は調査に協力すること。

なお、評価の結果、指定管理者の行う指定管理業務が、協定書等の水準（以下「要求水準」という。）に達していないと県が判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行う。

① 定期評価

県は、指定管理者から事業報告書の提出があったときは、指定管理業務の内容が要求水準を満たしているかについて確認を行う。

② 随時評価

県は、必要があると認めたときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、又は施設内において指定管理業務の調査を行う。

(4) 監査

指定管理者は、地方自治法第 199 条第 7 項、第 252 条の 42 第 1 項及び沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年沖縄県条例第 2 号）に基づき、指定管理者が行う管理の業務に係る出納関連の事務等について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けなければならない。

(5) その他

指定管理者の不正事案が発覚した際は、県が公表を行うことがある。

16 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の業務区分は別表 1 のとおりとし、県と指定管理者のリスク分担は別表 2 のとおりとする。ただし、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとする。

※ 「リスク」とは、協定締結の時点で想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指す。

17 指定管理者の取消し等

(1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告すること。

なお、指定管理者が共同企業体の場合で、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となった場合は、県と協議するものとする。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

(3) 指定管理者の取消し等

県は、次のいずれかに該当する場合、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合がある。

- ① 指定管理者の倒産又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合
- ② 社会的信用を損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められる場合
- ③ 指定期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合
- ④ 指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が指示に従わなかった場合

(4) 損害賠償について

前記(3)の措置により、指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し賠償の責めを負うこととなる。

(5) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

18 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、指定管理者は円滑な引継ぎに協力しなければならない。

なお、現在、指定管理業務に従事している者について、安定的なサービスの提供、ノウハウの継承の観点から、再雇用を希望する者については、配慮するものとする。

19 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（指定管理者公募担当：市街地整備班 崎山）

(TEL) 098-866-2408 (FAX) 098-866-5938 (E-mail) aa065005@pref.okinawa.lg.jp

別表 1

県と指定管理者の業務区分

業務の種類	業務内容		区分	
			県	指定管理者
施設の 運営管理	料金の収受等	利用料金等の収受に関する業務		○
	安全巡視	パトロール、救護等		○
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、事故・苦情対応		○
	利用増進	広報、利便性向上、自主事業		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
		本格復旧	○	
施設の 維持管理	機器操作	設備機器の操作及び運転		○
	保守点検	駐車場設備、電気設備、消防設備、管制設備、衛生設備、その他設備		○
	植栽管理	植栽の維持・育成		○
	清掃業務	塵芥、便所等、一般廃棄物		○
	修繕	施設の維持修繕（小規模：1件100万円未満）		○
	整備・改善	建築物等の改修、増築、大規模修繕	○	
法的管理	許認可等	道路法に基づく監督処分	○	
		道路法に基づく占用許可、占用料の徴収	○	
		その他行政判断に基づく措置	○	

別表 2

県と指定管理者のリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動により発生した損失又は費用等の負担		○
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、施設管理、運営管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然災害又は人為災害）に伴う施設、設備の修復による経費の増及び事業履行不能	○	
書類の誤り	維持管理基準等、県が責任を持つ書類誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設や設備の損傷	小規模な修繕（1件100万円未満）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰すことのできない損傷）	○	
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引継ぎに要する費用		○